

1. 新型コロナウイルス感染症拡散状況における京都市ユースサービス協会としての基本方針

- ・新型コロナウイルス感染症の拡散状況を鑑み、若者の置かれている状況にあわせて対策を講じつつ、本来の若者自身の活動・成長機会が損なわれないための機会づくりを模索する。
- ・コロナ禍においての状況、またコロナにより明確になった若者の置かれている状況や、若者の声を社会に届けることに取り組む。
- ・スタッフ（職員・アルバイト・ボランティア等）の心身状態にも配慮するとともに、若者をはじめとする利用者の健康面に留意し、利用者への感染症対策への協力依頼を含め感染症対策を講じつつ、日々の施設運営・事業運営に取り組む。
- ・従来の方方法にとらわれず、これまでの代替手段としてだけでもなく、これまでをふりかえりつつ、かかわりをより良くアップデートしていくことを試みる。
- ・委託・指定管理を受けている行政機関との情報共有・協議に取り組むとともに、市民に対する説明責任を果たせるようにする。

2. 新型コロナウイルス感染症 及び 一般的な対策の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症について

①新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは

SARS-CoV-2 と呼ばれるウイルスが原因で起きる感染症。2019年に発生した新型コロナウイルス感染症であることからCOVID-19（coronavirus disease 2019の略）と呼ばれる。感染すると、発熱や咳、息苦しさ、その他の症状が現れ、感染が肺に及び肺炎が起きると呼吸困難に陥る。

②新型コロナウイルス感染症の症状

発熱やのどの痛み、咳が1週間前後長引くことが多く、強いだるさを訴える方が多いことが特徴。

*発熱、咳、息苦しさ、疲労感、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、においや味がわからなくなる等
感染から発症までの潜伏期間は1～14日といわれる。多くはウイルスに感染して4、5日後に症状が現れる。感染可能性のある期間は発症の2日前から発症後7～10日間程度とされる。

③主たる感染の経路

主たる感染経路は接触・飛沫（くしゃみ、咳、つば等）・エアロゾル（飛沫の水分蒸発した状態）による感染である。感染者の飛沫と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻等から吸い込んで感染する。また、手にウイルスがついた状態で、顔を触る等して感染する。エアロゾル（飛沫核：飛沫の水分蒸発した状態）が浮遊し空気感染する。

(2) 一般的な感染症予防対策

①手洗い・手指消毒

主たる感染経路は飛沫感染および接触感染なので、手指消毒等の基本的な衛生管理による感染予防を行うこと、顔や目をむやみに手で触らないことが重要とされている。

手洗いの基本は水道水と石けんを利用し、手の表面に付着したウイルスを洗い流すことである。

また、手洗いができない場合は、アルコール消毒液（70%～95%）の使用が有効とされている。

②咳エチケット（主にマスクの着用）

相互の飛沫感染の予防のために、咳エチケット（マスクの着用が大前提、ないときはティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う、とっさの時は服の袖で口・鼻を覆う）に取り組むことが重要。

③風邪症状のある場合の自粛

当初、37.5℃以上の場合と言われていたが、発熱やせき等の比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は、所定の機関に相談することを促されている。

④3つの密の回避／物理的な対人距離

集団感染（クラスター）の要因分析から3つの密（WHOでは3Csとしてまとめている）を避けることが有効とされている。・密閉空間（Closed spaces）・密集場所（Crowded places）・密接場面（Close-contact settings）

なお、濃厚接触者の定義は、目安として「1m以内の距離で、感染予防策（マスク・手指消毒等）をせずに15分以上の接触があった場合」とされている。

⑤感染リスクの高まる5つの場面の回避

厚生労働省では、次の5つの場面で感染リスクが高まるとしている。

場面①：飲酒を伴う懇親会等、場面②：大人数や長時間に及ぶ飲食、場面③：マスクなしでの会話
場面④：狭い空間での共同生活、場面⑤：居場所の切り替わり

⑥主に手に触れる箇所の消毒

- ・接触感染もあり、飛沫が飛んだ箇所に手で触れ、顔に触れる等することから感染する。手指消毒にはアルコール消毒液を用いるが、モノにはアルコール消毒液のほか、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、次亜塩素酸水、界面活性剤（洗剤）（それぞれ一定条件を満たすもの）が有効とされている。
- ・消毒にはアルコール消毒液（60～95%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム※（0.05%）を用いる。製品評価技術基盤機構（nite）公表の新型コロナウイルスに有効な界面活性剤（洗剤）の使用も可。

【新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧（それぞれ所定の濃度あり）】

方法	モノ	手指	現在の市販品の薬機法上の整理
水及び石鹼による洗浄	○	○	—
熱水	○	×	—
アルコール消毒液	○	○	医薬品・医薬部外品（モノへの適用は「雑品」）
次亜塩素酸ナトリウム水溶液 （塩素系漂白剤）	○	×	「雑品」（一部、医薬品）
手指用以外の界面活性剤	○	—	「雑品」（一部、医薬品）
次亜塩素酸水 （一定条件を満たすもの）	○	—	「雑品」（一部、医薬品）
亜塩素酸水	○	—	「雑品」（一部、医薬品）

⑦空気中のウイルス対策としての換気

新型コロナウイルス等の微粒子を室外に排出するためには、こまめに換気を行い、部屋の空気を入れ換えることが有効である。

(3) 近隣の新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口／帰国者・接触者相談センター

お住まいの地域	連絡先	受付時間
京都市	075-414-5487	毎日 24時間対応
京都府		
大津市	077-526-5411	毎日 24時間対応
滋賀県（大津市以外）	077-528-3621	毎日 24時間対応
大阪市	06-6647-0641	毎日 24時間対応
大阪府	06-7166-9911	毎日 24時間対応

(4) 感染した場合の療養期間について

- 有症状の場合：発症日（症状出現した日）を0日目として10日目かつ症状軽快日（発熱がなく、呼吸器症状が改善（咳があっても軽快傾向なら可）している等）から72時間が経過

発症日							症状軽快から72時間			療養解除
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目

発症日							症状が長引いた場合	症状軽快から72時間			療養解除	
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目

- 無症状の場合：検体採取日を0日目として、7日間が経過するまで（8日目解除）。10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等が求められる。療養期間中に症状が出現した場合は、発症日を0日目として10日目かつ症状軽快日から72時間が経過するまで。

*いずれも解除時の連絡はなく、基準をもとに自己判断となる

(5) 濃厚接触者になった場合の自宅待機期間について

待機期間は、以下の1、2のいずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）とする。ただし、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や高齢者や基礎疾患を有する重症化リスクの高い方との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用する等の感染対策を行うことが求められる。

- 1 コロナと診断された方の発症日（無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）
- 2 コロナと診断された方の発症等により住居内で感染対策を講じた日

ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算。また、当該コロナと診断された方が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算。

同居家族（濃厚接触者）の待機期間（例：父が初発、続いて母が発症した場合）

父※1 (陽性)	療養期間	発症日	感染対策を講じた日								療養解除				
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目			
母※1 (陽性)	療養期間			発症日								療養解除			
	待機期間		0日目	1日目	感染対策を講じた日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
子ども※2 (陰性)	待機期間										待機解除	※3			
			0日目	1日目	改めて0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目			

※1 有症状者

※2 感染対策（マスク着用、手洗い、手指消毒等）を行うことができる。2歳未満は、マスク着用なしでも可

※3 検温など自身で健康状態の確認等

- ・同居家族等（コロナと診断された方と生活を共にする家族や同居者）：コロナと診断された方が自宅療養をする場合に空間的な分離の徹底が困難であるとの想定の下、例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者
- ・感染対策：日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を講じている場合であり、個室対応等の空間分離までは求めない
- ・PCR検査をして陰性になった場合も、待機期間は変わらない。（感染していても陰性の結果がでることや、検査後に陽性化する可能性もあるため）

ただし、乳幼児を除き（※）、2日目及び3日目に薬事承認を受けた抗原定性検査キット（自費）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能（保健所への確認は不要）。

（参考）濃厚接触者となった同居家族の待機期間の短縮について

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
短縮なし	最 終	不要不急の外出自粛					解 除	検温など自身で健康状態の確認等
待機期間短縮 ※2	接 触	キット※1	不要不急の外出自粛	検 査	検 査	解 除	検温など自身で健康状態の確認等	

※1 医療用抗原定性検査キット（唾液検体を用いるものは除く。）に限る。

※2 乳幼児は待機期間短縮の対象外

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- 京都市「新型コロナウイルス感染症について」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000266590.html>
- 京都市「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱いの変更等について」（2022年3月17日）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000295996.html>
- 京都市「事業所等で新型コロナウイルス感染症患者と診断された際の対応および検査について」（2022年8月1日）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000287819.html>

3. 職場・施設の感染症予防対策

（1）飛沫防止・対人距離の確保

- ・窓口対応・相談対応・会議等、他者と接する際には、マスクを着用し対応するほか、相互に飛沫がかからないようにアクリル板や透明のシート等を活用する。職員同士でも同様である。
- ・施設内の配置を変更する、座席を間引く、エレベーターに定員を設ける等、できる限り物理的な対人距離の確保や飛沫防止に取り組む。
- ・2021年9月11日内閣府通知を基に、施設利用について「大声での歓声・声援等が想定されるもの」は、定員の半数以下での利用を依頼する。

（2）手指消毒・モノの消毒

- ・施設の入口等に手指消毒用のアルコールを設置するほか、ドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤、室内灯スイッチ等、手が触れるところは定期的に消毒する（散布だけではなく、布等で拭き伸ばすこと）。※椅子等革製のものは色落ちの可能性があり、乾燥前にウエス等で拭く。

（3）換気

- ・部屋利用がない時には窓を開け換気扇をつけて、換気する。また、窓のない場合は扉を開けて換気効率を上げる。扇風機がある場合は、窓の外に向けて風を送ることで、換気効率は上がる。
- ・施設利用にあたって、定期的に換気を依頼する。窓のある部屋は、窓を開ける。締め切る場合は30分に1回、5分程度窓を開ける、扉を開ける等して換気する。

（4）その他、利用者への依頼

- ・利用者の皆様にも上記、マスク着用、手洗い・手指消毒、換気等への協力を依頼する。
- ・風邪の症状が見受けられる場合は、利用をご遠慮いただくよう依頼する。
- ・利用者の中で、感染 及び 感染の疑いが発覚した場合には、連絡をいただくようお願いする。

(5) 会議等の実施について

- ・内外の参加を問わず、会議においても同様に対人距離の確保、マスク着用、換気に取り組むほか、状況に応じて、オンライン実施や併用（ハイブリッド）での実施等に取り組む。

(6) 指定管理・委託元 行政機関との情報共有・協議

- ・新型コロナウイルス感染症に関する状況が変化した場合の開館の可否や感染症予防対策についての疑義が生じた際には、指定管理・委託元の行政機関と協議し、対応を決定する。

4. 事業における感染症予防対策

基本的に、上記「3. 職場・施設における感染症予防対策」に準じて実施する。

(1) 事業実施の可否

- ・開館の可否とともに、事業実施に関しても、指定管理・委託元 行政機関と確認の上、調整する。
- ・各事業については、感染症対策を充分に取り組んだ上で実施する。充分取り組めないと判断される場合には、中止や形態を変えての実施等を検討する。
- ・例えば、身体接触のあるプログラムや飲食提供するプログラムは、充分に感染症予防対策を講ずるなど、配慮して実施する。
- ・オンラインでの事業実施等については、感染症予防対策である一方で、必ずしも誰もがアクセスできるものではなく、配慮を必要とすることを押さえておく。

(2) 会場における感染症対策

- ・京都府における要請をもとに、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に該当する事業は、会場定員の半数以下での実施とする。その他の場合も、以下の措置を講じることとする。

1) 十分に換気すること

2) 密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等） / 接触しないような措置

3) 消毒の徹底、マスク着用の徹底、検温の実施

4) 大声を出さないことの確認・徹底

- ・外部の会場を借りる際には、貸主の理解が得られること

(3) 参加者・ボランティア・保護者（必要に応じて）

- ・対策を講じた場への参加に同意してもらった上での参加とする。
- ・風邪の症状が見受けられる場合は、利用をご遠慮いただくをお願いをしておく。
- ・参加者にも手指消毒等の感染症対策に協力してもらうとともに、活動に携わるボランティアに関しては、感染症対策の視点を持って活動できるように、事前に説明する。

5. スタッフ（職員・アルバイト・インターン・ボランティア等）個人の感染予防対策

(1) 手洗い・手指消毒

- ・主たる感染経路に飛沫感染および接触感染が入っており、手洗い・手指消毒等の基本的な衛生管理による感染予防を行う。

(2) 体調管理、相談・受診の目安

- ・体調不良に気づくためにも、自身の平熱を知っておくとともに、定期的に検温する。
- ・日頃より体調管理に努め、風邪の症状が出る場合は無理せず、所属長に報告し、対応を確認する。原則として風邪症状がある場合は出勤を自粛し、医療機関にて受診、検査を受ける。
- ・以下の症状がある場合は、最寄りの「新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」もしくは「かかりつけ医」に速やかに相談し対応する。

○息苦しさ（呼吸困難）、「強いだるさ（倦怠感）」、高熱等の強い症状のいずれかがある。

○重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊娠中の方）で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある。

○上記以外の方で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続いている。

（症状が4日以上続く場合。症状には個人差があり、強い症状と思う場合には相談する。解熱剤

6. 主な行政等からの通知・情報等

(1) 京都市よりの通知・情報

- ・新型コロナウイルス感染症と診断された方・濃厚接触者となった方へ（2022年8月8日更新）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000294318.html>
- ・事業所等で新型コロナウイルス感染症患者と診断された際の対応および検査について（2022年8月1日）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000287819.html>
- ・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱いの変更等について（2022年3月17日）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000295996.html>
- ・京都市 新型コロナあんしん追跡サービス
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>
- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた学生への注意喚起の状況について（2021年4月16日／京都市新型コロナウイルス感染症対策本部 大学・学生部）
https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000267/267621/03041605_gakusei.pdf

(2) 京都府よりの通知・情報

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する情報について
<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>
- ・無症状者に係る無料検査について
https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_muryokensa.html
- ・京都府 大学等における感染症拡大予防のためのガイドライン（改定版）（2021年12月22日）
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/documents/20211222guideline-daigaku.pdf>

(3) 国よりの通知・情報

①内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（随時更新）
https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（2021年4月1日）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210401_2.pdf
- ・業種別ガイドライン（2022年8月5日時点）
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

②厚生労働省

- ・新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- ・（2022年8月版）感染症の“いま”に関する11の知識（2022年8月5日掲載）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749530.pdf>
- ・新型コロナワクチンについて（随時更新）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して子どもの学習・生活支援事業を実施するためのガイドラインについて（都道府県・政令市宛通知 2020年6月11日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000639309.pdf>
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

③文部科学省

- ・文部科学省 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底について（周知）（2022年7月15日）
https://www.mext.go.jp/content/20220715-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（2022年4月1日改訂）
https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2022年4月1日改訂 Ver.8）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- ・経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）（2022年3月25日）
https://www.mext.go.jp/content/20220325-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf
- ・経済的に困難な学生等に対するきめ細かな支援について（依頼）（2021年3月5日）
https://www.mext.go.jp/content/20210308-mxt_kouhou01-000004520-1.pdf
- ・令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）（2022年3月22日）
https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた進路未決定卒業予定者等への切れ目ない支援の実施について（2021年3月22日）
https://www.mext.go.jp/content/20210324-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ（2020年6月5日）
https://www.mext.go.jp/content/20200605_mxt_kouhou02_000007000-1.pdf
- ・大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（2020年6月5日）
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf
- ・専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（2020年6月5日）
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf
- ・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（Ver.5/2022年6月9日改訂）
<https://kominkan.or.jp/#20200514guide>
- ・図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（2022年6月22日更新）
<https://www.jla.or.jp/home/tabid/853/Default.aspx>

④スポーツ庁

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（2021年11月16日改訂）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

(4) その他の通知・情報

○日本フィットネス協会

- ・FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン（2022年7月8日改訂）
<https://fia.or.jp/public/19525/>
- ・室内運動施設におけるマスクによる熱中症予防について（2020年7月29日）
https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/07/heatstroke_prevention.pdf

○公益社団法人日本産業衛生学会

- ・職域のための 新型コロナウイルス感染症対策ガイド（補遺版 2/2022年4月1日）
<https://www.sanei.or.jp/topics/covid19/>

○公益財団法人日本博物館協会

- ・博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（2021年10月14日改訂）
<https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13>

○公益社団法人全国公立文化施設協会

- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（2021年10月15日改訂）
https://www.zenkoubun.jp/covid_19/

○緊急事態舞台芸術ネットワーク

- ・舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（2022年7月22日改訂）
<http://jpasn.net/>

○一般社団法人全日本合唱連盟

- ・合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（第3.1版/2022年1月24日）
<https://jcanet.or.jp/news/COVID-19.htm>